指定居宅療養管理指導事業者　運営規程

（事業の目的）

第 1 条

1. 株式会社高里が開設するよつば薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、よつば薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第 2 条

1. 要介護者又は要支援者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
   - ・保険薬局であること。
   - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
   - ・麻薬小売業者としての免許を取得していること。
   - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
   - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条

1. 名称　よつば薬局（開設者　株式会社高里）
2. 所在地　茨城県日立市金沢町 3 丁目 17 番地の 2

（従業者の職種、員数）

第 4 条

1. 従業者について
   - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を 1 名以上配置する。
   - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
   - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数及び保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
   - ・常勤の管理者 1 名を配置する。但し、業務に支障がない限り、よつば薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第5条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師及び歯科医師の指示に基づき訪問を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等及び介護支援専門員、必要に応じ他のサービス事業者に報告する。

（営業日及び営業時間）

第6条

1. 原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
2. 通常、月曜日から金曜日の9:00～18:00、土曜日の9:00～14:00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

（通常の事業の実施地域）

第7条

1. 通常の事業の実施地域は、日立市とし、その他の地域については相談に応じる。

（指定居宅療養管理指導等の内容）

第8条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
    - 処方医からの診療情報に基づき薬学的管理指導計画の作成
    - 処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
    - 薬剤服用歴の管理
    - 薬剤等の居宅への配送
    - 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
    - 使用薬剤の有効性に対するモニタリング
    - 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
    - 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
    - ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
    - 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
    - 麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価
    - 病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足の確認、指導
    - 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
    - 在宅医療機器、用具、材料等の供給
    - 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
    - その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）

第9条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。利用者負担額は、介護報酬の額に介護保険負担割合証に記載された割合（1割、2割又は3割）を乗じた額とする。
2. 居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合、1単位10円）は次のとおりとする。

区分	単位数（1回）	1割負担の場合
単一建物居住者が1人	518単位	518円
単一建物居住者が2～9人	379単位	379円
単一建物居住者が10人以上	342単位	342円
麻薬管理指導加算（麻薬を使用する場合）	100単位	100円

3. 算定は月4回を限度とし、前回算定日との間には6日以上の間隔を要する。但し、別に厚生労働大臣が定める者（末期の悪性腫瘍の患者等）にあっては、週2回かつ月8回を限度とする。
4. 前各項の費用のほか、居宅療養管理指導等の提供に要した交通費の支払いを受けることがある。
5. 利用料及び交通費については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条

1. 緊急時の体制として携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとることとする。
2. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡を行う等、対応を図る。

（苦情処理）

第11条

1. 利用者からの苦情・相談等の受付窓口を置き、管理者が対応する。苦情の内容及び対応を記録し、適切な業務運営に資する。
2. 市町村、国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第12条

1. 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
2. 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、再発防止に努める。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待の防止のための措置）

第13条

1. 利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずる。
   - 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催し、その結果を従業者に周知する。
   - 虐待の防止のための指針を整備する。
   - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
   - 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く（担当者は管理者とする）。
2. サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（感染症の予防及びまん延の防止）

第14条

1. 感染症の予防及びまん延の防止のため、次の措置を講ずる。

・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 6 か月に 1 回以上開催し、その結果を従業者に周知する。
・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年 1 回以上）に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第 15 条

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画（「新興感染症を含む大規模災害発生時における業務継続計画」）を策定し、必要な措置を講ずる。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年 1 回以上）に実施し、必要に応じて計画を見直す。

（身体的拘束等の禁止）

第 16 条

1. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず行う場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（ハラスメント対策）

第 17 条

1. 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針を明確にし、相談体制を整備する。利用者又はその家族等からの著しい迷惑行為についても同様に対応する。

（記録の整備）

第 18 条

1. 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
2. 利用者に対する居宅療養管理指導等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条

1. よつば薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. 従業者に身分証を携行させ、利用者又はその家族から求められた際は速やかに提示することとする。

附　則
本規程は、令和８年６月１日より施行する。

株式会社高里　よつば薬局